

平成 30 年 10 月 1 日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 井坂 博恭

組合同規約の一部変更について
(介護保険特定被保険者制度廃止)

当組合同規約第44条(特定被保険者の保険料額)を削除する。

第44条 (特定被保険者の保険料額)

この組合において、介護保険第二号被保険者たる被保険者以外の被保険者(介護保険第二号被保険者たる被扶養者があるものに限る。)に関する保険料額は一般保険料と介護保険料額との合算額とする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

平成31年3月1日前の特定被保険者の適用(保険料額)については、なお従前の例による。

以 上

従いまして、上記改定により、40歳未満および65歳以上の(40歳以上65歳未満の被扶養者を有する者)被保険者からの介護保険料は、平成31年3月分(4月納付分)から徴収されなくなります。